

登米市消費生活通信

2022年 第6号（5月）

登米市消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け、解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行う行政機関の窓口です。専門の相談員がトラブル解決のためのお手伝いをしています。電話あるいは対面での相談で、**相談は無料です**。不安なことや困ったことがあったときには一人で悩まず、お早めにご相談ください。



出前講座

相談員が地域の集会や会議などに出向き、消費者トラブル未然防止のために、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話しします。また、専門の講師の派遣も行います。**講座は無料です**。日程調整などの必要があるため、早めにご連絡をお願いします。



啓発用教材

悪質商法の事例などを紹介した啓発用 DVD や消費者啓発用パネルなどを貸し出しています。電話でお問い合わせください。



◎消費生活に関する相談、出前講座などのお問い合わせは下記宛にご連絡ください。

登米市消費生活相談窓口

☎ 0 2 2 0 - 5 8 - 2 1 1 7（直通）

（相談時間 月～金（祝祭日・年末年始を除く）8：30～16：30）

登米市南方町新高石浦 1 3 0（登米市役所南方庁舎 市民生活課内）

相談は無料で秘密は守られます。困ったなと思ったら一人で悩まず、相談しましょう！

消費者ホットライン「188(いやや)」 — お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

インターネット通販の詐欺・模倣サイトや SNS のトラブルが増えています！

「代金を支払ったが商品が届かない」「有名なメーカー等のウェブサイトによく似た作りで、正規のサイトの価格よりかなり安い価格だった」など、詐欺・模倣サイトによるトラブルが増えています。これらのトラブルは海外に拠点を置く事業者によるものが多く、被害回復が困難なケースもあるため注意が必要です。

【 事例 】



有名な家電メーカーのサイトで掃除機が50%オフになっていたのに、クレジットカードで支払い手続きをした。しかし、商品到着日を過ぎても届かなかった。サイトに記載されている連絡先に問い合わせたところ、正規の窓口に繋がり注文したサイトは偽サイトであることが分かった。サイトのレイアウトやロゴ等は見分けがつかないほどよく似ていた。クレジットカード会社に確認したところ注文をした日に海外の事業者から請求があることが分かった。注文をした商品が届かないなら返金してほしい。

☆購入する前のチェックポイント

- ◇日本語の字体・文章表現がおかしい。
- ◇販売価格が大幅に割引されている。(あまりにも安い場合は購入を控える)
- ◇サイト URL の表記がおかしい。
- ◇事業者の住所の記載がなく、連絡方法がメールのみになっている。



アドバイス

- ◇該当サイトの運営事業者の商品の価格や連絡先などを確認しましょう。
- ◇SNS 上の広告から詐欺・模倣サイトに誘導されるケースもあるため注意しましょう。
- ◇クレジットカードを使用した場合は信販会社にも相談しましょう。

【 事例 】

SNS 上で知り合った相手から「転売ビジネスで儲けられる」とメッセージが届き、情報商材の購入を勧められ、さらに副業サイトの高額な登録料の請求を受けた。しかし、儲かるような内容ではなく、副業サイトに解約を申し出たら違約金の請求を受けた。



アドバイス

- ◇本当に信用できる相手かどうか慎重に判断しましょう。
- ◇「簡単に儲かる」等の話を鵜呑みにしないようにしましょう。
- ◇身分証明書等の情報を相手に送るのは危険です。個人情報には安易に伝えないようにしましょう。
- ◇SNS は便利なコミュニケーションツールですがリスクもあります。取引の際は注意しましょう。

災害に便乗した悪質な修理業者に注意！

地震・台風・豪雨・大雪などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

事 例



訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインをした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれていた。契約をやめたい。(80代 男性)

● ひ と こ と 助 言 ●

● 勧誘されてもすぐに契約しない。

「火災保険が使えるので負担が無い」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。災害で被害を受けた場合は、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。



● 保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。

保険の申請を代行すると言われても、自身が加入している保険契約の内容や補償の範囲については自ら確認し、不明な点は保険会社や保険代理店に確認しましょう。

● 経年劣化の損害であれば、原則保険金支払いの対象となりません。



火災保険や地震保険などの損害保険では、自然災害などの事故による損傷を対象としているため、**自然損耗や劣化**、性質によるさび等の**経年劣化によって生じた損害は支払いの対象にはなりません**。保険金の支払いや補償の金額は、契約者による保険金の請求後に、保険会社が保険契約の内容や住宅の損害の程度、損害が生じた原因等を査定した上で決まります。

● うその理由での保険金請求は絶対やめる。

業者から「自然災害で住宅が壊れた」など、うその理由による保険金請求を勧められることがありますが、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約を解除されたり、刑事罰（詐欺罪）に問われたりするおそれもあります。絶対にやめましょう。

● もしもトラブルにあってしまったら？

訪問販売や電話勧誘販売など特定商取引法の契約に該当する場合には、**法定契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（契約解除）**することができます。8日間を過ぎていても、契約書面を受け取っていない場合や契約書面の記載に不備がある場合は、クーリング・オフができる可能性があります。早めに相談してください。

クーリング・オフ



借金の返済に困ったら ～多重債務の解決方法～

多重債務には4つの解決方法があります。どの方法を選択すべきかは個々の状況により異なります。

1. 任意整理

裁判所を介せず、弁護士や司法書士が代理人として、金融業者等の個々の債権者と交渉し、借金の返済額などの返済条件を変更する手続きです。専門家が間に入ることで、無理のない適切な返済が行えます。

2. 特定調停

簡易裁判所の調停を利用して、債権者と返済方法や返済額を見直します。裁判所の調停委員が間に入り、和解の成立を目指します。書類作成や裁判所に出向くなどの手続きを自分で行いますので費用が少額で済みます。

3. 個人再生

地方裁判所に申し立てて債務を大幅に圧縮して返済を継続し、3～5年の期間で支払うことを条件に返済を完了する手続きです。残債務が大幅に圧縮されますが、給与等の定期的な収入が必要です。住宅ローン特則があり住宅を残すことができます。

4. 自己破産

地方裁判所に申し立てて、財産を債権者に分配した上で、残った借金を全額免除してもらいます。
(住宅や自動車などの所有財産を失う可能性があります。)

多重債務者無料法律相談会のご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて毎月第4金曜日（9月は第4木曜日）に迫町佐沼の「迫にぎわいセンター」において、弁護士や司法書士による多重債務者無料法律相談会を行っています。事前予約が必要ですので、相談を希望する方は窓口までご連絡ください。

日程	担当者	日程	担当者
4月22日（金）	開発弁護士	10月28日（金）	及川弁護士
5月27日（金）	開発司法書士	11月25日（金）	開発司法書士
6月24日（金）	及川弁護士	12月23日（金）	開発弁護士
7月22日（金）	柳渕司法書士	令和5年1月27日（金）	柳渕司法書士
8月26日（金）	開発弁護士	令和5年2月24日（金）	及川弁護士
9月22日（木）	佐竹司法書士	令和5年3月24日（金）	佐竹司法書士

※現時点での予定のため、担当者等は各月の「広報とめ」「登米市ホームページ」でご確認ください。

借金の問題は必ず解決できます！

ぜひ、ご相談ください！



イラスト：消費者庁イラスト集より